

**令和 6 年度
キャッシュレス決済導入
支援事業の手引き**

山鹿市役所商工課

1. 事業の目的

キャッシュレス決済の導入をする方を支援することで、消費者の利便性の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2. 補助対象条件

(1) 補助対象者

次のすべての要件を満たす者が対象となります。

- ①キャッシュレス決済を提供する事業者とキャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約を締結し、キャッシュレス決済を導入する者
- ②中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- ③山鹿市内に事務所又は店舗を有すること
- ④店舗において消費者と対面で金銭の授受を行っていること
- ⑤市町村税の滞納がないこと
- ⑥キャッシュレス決済端末等の設置に関し他の補助金等を受けていないこと

※ ただし、下記の事業者については対象になりません。

- ①社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社または有限会社を除く）、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）等
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（第1項第1号から第3号を除く。）に規定する業務を営む方
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している方
- ④公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う方
- ⑤仮設又は臨時の恒常的でない店舗及び他の事業者と同一の事務所等を共有する方
- ⑥過去にこの補助金の交付を受けた方
- ⑦上記のほか市長が適切でない判断する方

(2) 補助対象事業

キャッシュレス決済に必要となる決済端末またはその付属機器等を導入する事業とします。ただし、令和6年4月1日以降かつ当該補助金の交付決定後に、新たなキャッシュレス決済の加盟店契約を行い、補助対象期間（令和7年2月28日まで）に支払ったことが証明できる場合に限ります。

(3) 補助対象経費

補助率	1 / 2 以内
限度額	補助上限額：5 万円 1 店舗につき 1 回限り ※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。
補助対象経費	補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。 ①キャッシュレス決済端末及び付属品の購入費用 ・キャッシュレス決済端末本体機器 ・キャッシュレス決済用汎用端末(タブレット等) 注) キャッシュレス決済にのみ使用する場合に限る。 ・付属品(暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触用リーダライタ、バーコードリーダなど) ②キャッシュレス決済端末等を備え付けるための設置費用 ③キャッシュレス決済端末等の設置と合わせて行うインターネット回線の開設に要する工事費

(対象とならない例)

- ・リース及びレンタル料に係る経費
- ・既に導入されている機器等の更新費
- ・その他、キャッシュレス決済導入に必要と判断できないもの。

(4) 補助金の交付決定の取り消し等

次の行為に該当する場合、補助金の取り消し及び返還を命ずることになります。
必ず商工課に相談してください。

- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ・要綱の規定又は補助金の交付の条件に違反したとき
- ・1 年以内に事業を中止したとき

3. 交付申請

必ず発注前に、山鹿市役所商工課に必要書類を提出してください。

※予算状況により、申請期間でも受付を終了する場合があります。

番号	必要書類	確認
1	キャッシュレス決済導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	
2	事業計画書	
3	収支予算書	
4	補助対象経費にかかる見積書の写し	
5	補助対象経費の内容が確認できる書類（設置箇所の図面及び写真、キャッシュレス決済端末等のカタログ等）	
6	市町村税の未納がない旨の証明書	
7	誓約書	

※必要に応じて上表以外にも提出書類を求めることがあります。

※見積書の作成について

①原則として一式表示は不可とします。（例）工事1式 ○○万円

②機器については型番も記載してください。

③見積書は施工業者の押印及び日付の記載があるものに限ります。

※工事又は設置箇所の写真は、工事前後の比較ができるように同一方向から同じサイズで撮影してください。

4. 審査

審査は原則として申請書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

審査は以下の審査基準に基づいて評価を行います。ただし、審査基準（1）を満たしていない場合は、採択いたしません。なお、不採択の場合、審査内容の公表はいたしません。

審査基準

（1）適合性

- ・応募資格を満たしているか。
- ・申請内容が本事業の目的と合致しているか
- ・対象経費が事業内容に応じた適切なものとなっているか。

（2）将来性や継続性

- ・本事業において取り組む内容が、事業実施に有効であるか。

（3）計画性

- ・取組内容やスケジュール等が明確に示されており現実的か。
- ・事業を実施するための資金計画が明確に示されているか。
- ・必要な経費が過不足なく考慮され、適正な積算か。

5. 交付決定

申請受付後、審査を行い通知書により結果を通知します。

交付決定までおおよそ1か月の期間が必要となります。

※決定通知を受けるまでは、契約や工事着手をしてはいけません。

決定通知日前の契約や着工は補助対象外となりますのでご注意ください。

※計画を変更する場合は、事前にご相談ください。

6. 実績報告

事業完了後30日以内または令和7年3月31日までのいずれか早い日に山鹿市役所商工課に必要書類を提出してください。

番号	必要書類	確認
1	キャッシュレス決済導入支援事業補助金実績報告書（様式第2号）	
2	事業実績書	
3	収支決算書	
4	補助対象経費の支払を証明する書類（契約書及び領収書の写し等）	
5	キャッシュレス決済端末等の設置状況が分かる図面及び写真等	

※必要に応じて上表以外にも提出書類を求めることがあります。

※工事又は設置箇所の写真は、工事前後の比較ができるように同一方向から同じサイズで撮影し、上下に並べて提出してください。

※工事中及び設備等の全景、設備等設置中の写真も添付してください。

7. 交付額の確定

実績報告書の内容を市で審査し、問題がなければ額を確定して結果を通知します。

審査にあたっては、必要に応じ完了検査を行う場合があります。

交付確定までおおよそ2週間程度の期間が必要となります。

8. 請求

交付決定後、速やかに補助金交付請求書を提出してください。

提出いただいた後、概ね1～2週間ほどで請求書記載の口座に補助金を振り込みます。

振込口座は申請者の口座とします。

9. 事業の流れ

交付申請

発注前に必要な書類をそろえて山鹿市役所商工課に提出してください。



審査
決定通知

市で申請内容の審査を行います。
審査を踏まえて交付決定通知をお送りします。
交付決定通知が届くまでは契約や発注をしないでください。



実績報告

補助対象事業が終わりましたら、必要書類をそろえて期限までに山鹿市役所商工課に提出してください。



審査
確定通知

市で実績報告内容の審査を行い、補助金額を確定します。
審査を踏まえて交付確定通知をお送りします。



請求書

確定通知が届きましたら、速やかに請求書を山鹿市役所商工課に提出してください。



補助金交付

請求書が提出されましたら、支払い手続きを行い、申請者の口座に振り込みます。

問い合わせ先：山鹿市役所商工課 0968-41-5698